別表三の二付表一の表中「

他の通算法人の調整通算外配当等流出額の合計額 （別表十八「５の計」）－⑳

」を「

他の通算法人の調整通算外配当等流出額の合計額 （別表十八（一）「５の計」）－⑳

」に、「

他の通算法人の純通算内配当等の額の合計額 （別表十八「６の計」）－㉒

」を「

他の通算法人の純通算内配当等の額の合計額 （別表十八（一）「６の計」）－㉒

」に改め、同表の記載要領第１号中「（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）」を削り、「同日」を「当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日」に改める。

別表三の二付表一の表中「

連結親法人が中小連結親法人以外の場合 （㉕＋㉖－（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「18」－別表六の二（十）「10」－別表六の二（十一）「19」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十九）「19」－別表六の二（二十）「20」－別表六の二（三十）「25」－別表六の二（三十一）「13」）
連結親法人が中小連結親法人の場合 （㉕＋㉖－（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「18」－別表六の二（六）付表「17」－別表六の二（九）付表「11」－別表六の二（十）「10」－別表六の二（十一）「19」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十五）「12」－別表六の二（十六）「11」－（別表六の二（十七）付表三「17」＋「20」）－別表六の二（十九）「19」－別表六の二（二十）「20」－別表六の二（二十一）付表「６」－別表六の二（二十二）付表「６」－別表六の二（二十四）付表「８」－別表六の二（二十五）付表「７」－別表六の二（二十七）「10」－別表六の二（二十八）「16」－別表六の二（二十九）「32」－別表六の二（三十）「25」－別表六の二（三十一）「13」）

」を「

連結親法人が中小連結親法人以外の場合 （㉕＋㉖－（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「18」－別表六の二（十）「10」－別表六の二（十一）「19」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十九）「９」－別表六の二（二十）「20」－別表六の二（二十六）「25」－別表六の二（二十七）「13」）
連結親法人が中小連結親法人の場合 （㉕＋㉖－（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「18」－別表六の二（六）付表「17」－別表六の二（九）付表「11」－別表六の二（十）「10」－別表六の二（十一）「19」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十五）「12」－別表六の二（十六）「11」－（別表六の二（十七）付表三「17」＋「20」）－別表六の二（十九）「９」－別表六の二（二十）「20」－別表六の二（二十一）付表「８」－別表六の二（二十二）付表「７」－別表六の二（二十四）「15」－別表六の二（二十五）「32」－別表六の二（二十六）「25」－別表六の二（二十七）「13」）

」に改め、同表の記載要領第八号(2)中「「連結親法人が中小連結親法人以外の場合（㉕＋㉖－（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「18」－別表六の二（十）「10」－別表六の二（十一）「19」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十九）「19」－別表六の二（二十）「20」－別表六の二（三十）「25」－別表六の二（三十一）「13」）」を「「連結親法人が中小連結親法人以外の場合（㉕＋㉖－（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「18」－別表六の二（十）「10」－別表六の二（十一）「19」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十九）「９」－別表六の二（二十）「20」－別表六の二（二十六）「25」－別表六の二（二十七）「13」）」に改める。